主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人清水直の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な 上告理由にあたらない(被告人が本件犯行当時心神耗弱の状態にあつたとする原判 断は、相当である)。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項一号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年六月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	左 隹